

上未成年者は原則単独では法律行為をすることができません。これに対し、成年年齢に達した人は、単独で、確定的に有効な法律行為をすることができます。具体的には、18、19歳の方は親の同意がなくても、様々な契約をすることができます。例えば、携帯電話を契約できたり、クレジットカードを作成できたりします。また、一人暮らしのために家を借りることもできます。

一方で18、19歳の方は契約する際には注意が必要になります。民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができるとされています（未成年者取消権 民法第五条第2項）。未成年者取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。成年年齢を18歳に引き下げると、18、19歳の方は、親の同意なく一人で契約をすることができるようになりますが、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪特商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。

二つ目に、「親権者の親権に服することがなくなる年齢」という意味があります(図表2②)。親権者は、未成年者の監護及び教育をする義務を負っています⁷。成年年齢が18歳に引き下げられたため、一人で有効な契約をすることができ、また父母の親権に服さなくなることとなります。その結果、自分の住む場所や、進学就職などの進路について、自分の意志で決めることができるようになります。

上記の二つのほか、民法が定める成年年齢は、民法以外の法律において資格取得をしたり、各種行為をするための必要な基準年齢とされたりすることから、例えば、公認会計士の資格取得や性別の取扱いの変更審判を受けることなども18歳からできるようになります。

なお、民法の成年年齢が引き下げられても喫煙や飲酒に関する年齢要件は20歳のまま維持さ

れました。また、競馬の馬券や競艇の投票券の購入など公営競技についても、20歳のまま維持されます。これらは、健康被害への懸念や、依存症対策などの観点から従来の年齢を維持することとされています。

▼図表3 成年になったらできること、できないこと

| 18歳(成年)になったらできること | 20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと) |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを利用 ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 <ul style="list-style-type: none"> 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ◆性別一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ◆普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能 | <ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買い ◆電子を認める ◆大型・中型自動車運転免許の取得 |

<出典> 政府広報オンライン⁸

5. 成年年齢の引下げに伴い変化のある自治体の業務など

さて、ここまでは成年年齢の引下げの内容について整理してきました。ここからは、自治体の業務にどのような変化があるのか、一部を例としてご紹介したいと思います。

(1) 住民税課税における未成年判定

未成年者は、前年度の所得が一定所得以下の場合、個人住民税の非課税措置を受けることができます。民法改正に伴い、新たに18、19歳の方がこの措置の対象外となります。未成年者に該当するかどうかは、賦課期日(毎年1月1日)現在の年齢で判定し、2023年度課税から適用されます⁹。

(2) 保養所や野外活動施設の利用申請

保養所や野外活動施設の利用について、申請者が未成年者の場合は親権者の同意書を添付することとしていましたが、民法改正に伴ってその対象年齢が20歳未満から18歳未満に引下げになりました。

⁸ <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html> (2022年5月19日確認)

⁹ 既婚の方は、未成年者とみなされない。

(3) 消費者トラブルに関する注意喚起

「4. 成年に達すると何がかわるのか」にありましたとおり、成年を迎えると様々な契約を結べるようになりますが、一方で、未成年者取消権の保護の対象から外れることとなります。

内閣府が2018年に行った「成年年齢の引下げに関する世論調査¹⁰」によると、「成年年齢の引下げに伴い、今後、どのような環境整備が必要だと思いますか。」との問いに対して、「18歳になる前の人に対する、契約に関する基本的な考え方や消費者トラブルなど、消費者に関する教育をより充実すること」に回答が最も多く集まりました。

また、16歳から22歳の方を対象に「あなたは、消費者被害にあうかもしれないという不安を感じますか。」との問いに対して、「不安を感じる・どちらかといえば不安を感じる」は64.2% (小計)、「どちらかといえば不安を感じない・不安は感じない」は34.7% (小計)、「わからない」は1.1%となりました。

この結果のように、調査当時に、不安の声を上げていた方は多数いました。基礎自治体としても、それらの不安を解消すべく、特に消費生活担当課や学校教育現場では、注意喚起のウェブページの作成やパンフレットの作成がなされてきました。

(4) 成人式の対象年齢

成人式の実施については、法律で定められておらず、各自治体の判断で行われています。成年年齢が18歳に引き下げられるに伴って、成人式の対象年齢も18歳に引き下げるという考え方もありました。法務省の調査結果¹¹によると2022年度以降に実施される成人式の対象年齢について、すでに方針を決定している985自治体のうち、18歳(その年度内に18歳に達する人)を対象とするのは2自治体でした。なお、19歳(その年度内に19歳に達する人)を対象とする

¹⁰ https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-seinen/3_chosahyo.html (2022年5月19日確認)

¹¹ 法務省「令和4年1月 成年年齢引下げ後の成人式の実施に関するフォローアップ調査」<https://www.moj.go.jp/content/001370537.pdf> <https://www.moj.go.jp/content/001370538.pdf> (2022年5月19日確認)

と回答した市区町村はありませんでした。

なお、一部の自治体のウェブページを確認してみると、「成人」や「成年」という単語を使わず「はたちを祝うつどい」とするなどの工夫が見られました。

6. おわりに

今回の民法改正に伴う成年年齢の引下げは、若者がいきいきと活躍する社会への期待があります。一方で、2022年4月1日以前でも、20歳になると悪質商法など消費者トラブルに遭う事例が報告されており¹²、同じ事が18、19歳に拡大すると危惧されています。その影響がある人数は約230万人¹³となります。そのため、この間、教育機関での消費者教育・法教育・金融教育や自治体による周知・対策が行われてきました。今後、若い世代の参加が見込まれる様々な機会を通じ、関係部署が相互に連携を図りながら啓発活動を拡充させることが、必要になります。

本稿では民法改正を取り上げましたが、自身の業務に直接関わりがなくても、住民に大きく影響を与える法改正は、どのような背景や課題があるのかアンテナを高くして知っておく。このことは、住民と直接接する基礎自治体職員にとって、住民に寄り添った接遇やきめ細かな行政サービスに繋がるものであると考えます。

<参考文献>

- ・法務省「民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)についてパンフレット」<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf> (2022年5月19日確認)
- ・政府広報オンライン「18歳から“大人”に！成年年齢引下げで変わること、変わらないこと。」<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html> (2022年5月19日確認)
- ・笹井朋昭・木村太郎(2019)「一問一答 成年年齢引下げ」株式会社商事務務

¹² 東京都生活文化スポーツ局「テーマ別分析「若者」の消費生活相談の概要」https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/tokei/documents/theme_r0403.pdf(2021年6月6日確認)

¹³ 総務省統計局「2021年10月1日時点人口推計(2021年(令和3年)10月1日現在)」<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/zuhyou/05k2021-1.xlsx> (2022年5月19日確認) 18、19歳総数 計2,309千人をもとに想定。なお、2022年4月1日に20歳になるものを除く。